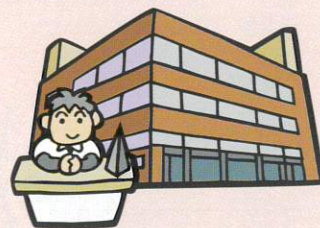


障害児通所支援(児童通所サービス)の利用の流れ

相談・申請

市役所障害者支援課(身体障害者手帳・療育手帳を所持している方等)または保健所保健対策課(精神保健福祉手帳等を所持している方・難病等対象者)窓口にご利用を希望する児童の保護者が申請します。



調査

障害者支援課または保健対策課の職員が、対象児童とその保護者と面接調査を行います。



障害児支援利用計画案の提出依頼

障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成、提出を依頼します。障害児相談支援事業者が作成した計画案を障害者支援課または保健対策課に提出します。

どちらかを
選択

セルフプラン作成

保護者等がセルフプランを作成。

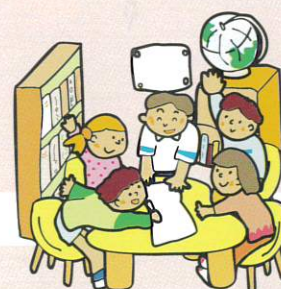


支給決定

障害者支援課または保健対策課にて、対象児童の状況、保護者の意向、サービスの必要性、障害児支援利用計画案等の内容を勘案し、支給決定します。通所受給者証が発行されます。

事業所と契約

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を実施している事業所と利用契約を交わします。



サービスの利用開始